

# 保育園のしおり

重要事項説明書



館林市立保育園

# 目 次

|    |                                         |   |
|----|-----------------------------------------|---|
| 1  | 保育園                                     | 1 |
| 2  | 保育理念                                    |   |
| 3  | 館林市の公立保育園の目標                            |   |
| 4  | 保育園の開園日・開園時間及び休園日                       | 2 |
| 5  | 保育時間                                    | 2 |
|    | (1) 保育標準時間のかた (2) 保育短時間のかた              |   |
| 6  | 利用者負担額（保育料等）                            | 3 |
| 7  | 保育計画に基づく保育                              | 3 |
| 8  | 保育園の一日の生活（デイリープログラム）                    | 4 |
| 9  | 主な年中行事                                  | 5 |
| 10 | 病気やけがについて                               |   |
|    | (1) 保育園での病気やけがのとき (2) 家庭での病気やけがのとき      |   |
|    | (3) 感染症にかかったとき (4) 薬を飲ませたいとき            |   |
| 11 | 子どもの健康と安全                               | 6 |
|    | (1) 健康診断 (2) 非常時の訓練                     |   |
|    | (3) 食物アレルギーの対応 (4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 |   |
|    | (5) 乳幼児突然死症候群（SIDS）について                 |   |
| 12 | 個人情報の保護について                             |   |
| 13 | 保育園からのお知らせ                              | 7 |
| 14 | 保育園からのお願い                               |   |
| 15 | その他の保育サービスについて                          | 8 |
|    | (1) 病児・病後児保育 (2) ファミリー・サポート・センター        |   |
| 16 | 入園児・継続児の用意するもの                          | 9 |

その他：用意するもののイメージ図、苦情受付窓口設置について、様式案内

## 1 保 育 園

保育園とは家庭で子どもの保育にあたる方が、労働、疾病、又は出産等の理由により、保育ができない場合に、保護者から委託を受けてその子ども（乳幼児）を預かり保育するところです。保育園を利用するためには、「保育の必要性」に応じて、『教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）』を受ける必要があります。

望ましい保育は保育園のみの力でできるものではありません。

家庭の積極的な参加と協力が何にもまして必要です。家庭と保育園が一体となって初めて成しうるものであり、家族全員の理解と協力が求められます。

## 2 保育理念

子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す

## 3 館林市の公立保育園の目標

### — 心も体も健康で元気に遊べる子ども —

#### (1) 身近な事に興味や関心をもつ子ども

- ・身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、育てるなどして生命の尊さに気づく。
- ・身近な物や遊具に興味をもって関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

#### (2) ゆたかな心をもち、だれとでも仲よくできる子ども

- ・友達と関わる中で相手の思っていることに気づき、自分の思っていることを伝えることが出来る。
- ・健康な生活のリズムを身につける。

#### (3) よく見、よく聞き、よく考え、思った事が言え、創造できる子ども

- ・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ・生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。

#### (4) きまりを守り、すすんで物ごとにとりくみ、最後までやりとおす子ども

- ・友達と楽しく生活する中で、決まりの大切さに気づき守ろうとする。
- ・様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ・保育士や友達と触れ合い、安定感をもって生活する。
- ・自分でできることは自分でする。



#### 4 保育園の開園日・開園時間及び休園日

【開 園 日】 月曜日～土曜日

※土曜日は、両親ともに就労、やむを得ない理由の場合のみ、前月 20 日までに申請することとで利用可能です。

【開園時間】 午前 7 時～午後 6 時 東保育園、六郷保育園、多々良保育園

午前 7 時～午後 7 時 渡瀬保育園、美園保育園、成島保育園、松波保育園

【休 園 日】 日曜日、国民の祝日及び振替休日・年末年始（12月29日～1月3日）

#### 5 保育時間

保育時間は、教育・保育給付認定（2 号認定または 3 号認定）の認定時間によって異なります。

##### (1) 保育標準時間のかた

午前 7 時から午後 6 時までの範囲内で、保育を必要とする時間になります。

※上記時間帯のほか、やむを得ない理由により更に保育が必要な場合は、閉園時間までの間で、延長保育（渡瀬・美園・成島・松波）を利用できます。別途、延長保育料がかかります。

|       |                          |   |              |   |        |   |        |   |        |
|-------|--------------------------|---|--------------|---|--------|---|--------|---|--------|
|       | 午前 7 時                   | ← | 午前 8 時       | ← | 午後 4 時 | ← | 午後 6 時 | ← | 午後 7 時 |
| 保育時間  | 長時間保育                    |   | 基本保育時間（8 時間） |   | 長時間保育  |   | 延長保育   |   |        |
|       | 保育標準時間の方が利用可能な時間帯【11 時間】 |   |              |   |        |   |        |   |        |
| 利用者負担 | 利用者負担額（月額）               |   |              |   |        |   | 延長保育料  |   |        |

##### (2) 保育短時間のかた

午前 8 時から午後 4 時までの範囲内で、保育を必要とする時間になります。

※上記時間帯のほか、やむを得ない理由により更に保育が必要な場合は、開園時間内で、延長保育を利用できます。別途、延長保育料がかかります。

|       |        |   |                        |   |        |       |        |   |        |
|-------|--------|---|------------------------|---|--------|-------|--------|---|--------|
|       | 午前 7 時 | ← | 午前 8 時                 | ← | 午後 4 時 | ←     | 午後 6 時 | ← | 午後 7 時 |
| 保育時間  | 延長保育   |   | 基本保育時間（8 時間）           |   | 延長保育   |       |        |   |        |
|       |        |   | 保育短時間の方が利用可能な時間帯【8 時間】 |   |        |       |        |   |        |
| 利用者負担 | 延長保育料  |   | 利用者負担額（月額）             |   |        | 延長保育料 |        |   |        |

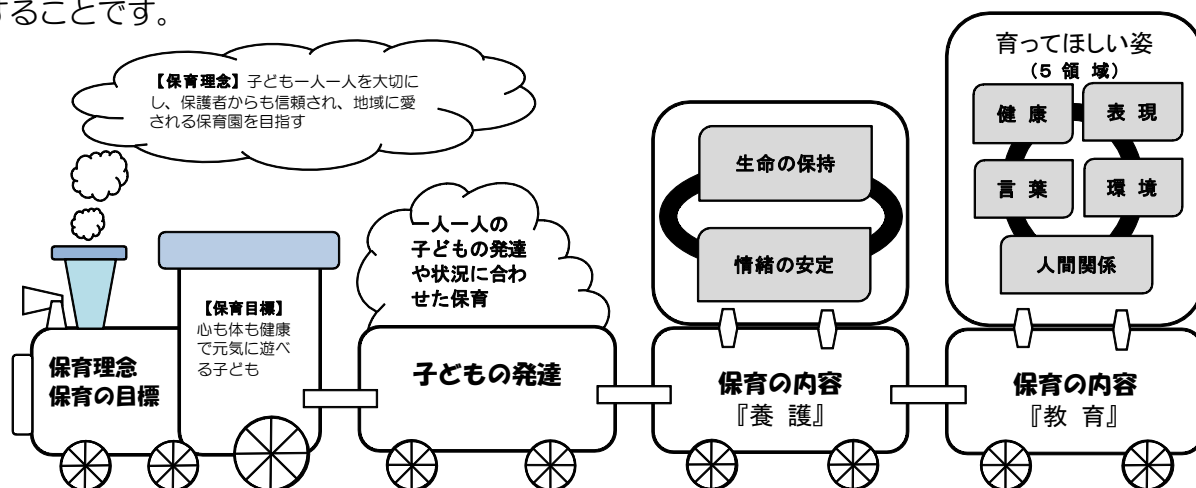
## 6 利用者負担額（保育料等）

利用者負担額（保育料等）は、月額を毎月26日（土日祝日は翌営業日）に口座振替により納入していただきます。口座の登録、及び毎月の残高確認をお願いします。

延長保育料は、利用した翌月初めに保育園へ現金支払いしていただきます。

## 7 保育計画に基づく保育

保育園でおこなう保育とは、『養護』と『教育』が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成することです。



保育園では、子どもの生涯にわたる「生きる力」の基礎となる、「心情」「意欲」「態度」を身につけていくために、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成される『教育』を実践していきます。

|        |                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 健康   | 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。<br>(例：健診・食育・運動遊び・基本的生活習慣を身につける等)                                     |
| ② 人間関係 | 他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。<br>(例：異年齢児保育・地域社会との触れ合い・集団遊び等)                               |
| ③ 環境   | 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。<br>(例：散歩・戸外遊び・野菜作り・植物の世話等)                           |
| ④ 言葉   | 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。<br>(例：言葉遊び・絵本・紙芝居・生活遊び・劇遊び等) |
| ⑤ 表現   | 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。<br>(例：リズム・歌遊び・絵画・造形遊び・自己表現等)                   |

## 8 保育園の一日の生活（デイリープログラム）

| 保育時間  | 0・1・2歳児                                                                                                   |                                        | 3・4・5歳児                               |                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 7：00  | 開 所<br>★保護者の就労時間等に合わせて開所時間からお預かりします。<br>★登園時には、家庭でのお子さんの様子や気になることをお伝えください。<br>★順次登園となりますが、9時頃までに登園してください。 |                                        |                                       |                                     |
| 8：00  | 自由遊び                                                                                                      | 保育者が異年齢児と一緒に好きな遊びをします。                 | 自主活動                                  | 身の回りの整頓を行い、異年齢児と一緒に好きな遊びをします。       |
| 9：30  | 排泄、出欠確認                                                                                                   | お子さんの健康状態を確認します。                       | 教育的活動<br>（運動遊び・集団遊び・絵本の読み聞かせ・歌・絵画遊び等） | 子どもの発達に応じた活動を通して、「心情」「意欲」「態度」を育みます。 |
| 10：00 | おやつ<br>生活と遊び<br>〔絵本の読み聞かせ・歌、ふれあい遊び等〕                                                                      | 遊びの環境をつくり、一人一人の興味や様子を見守りながら遊びを広げていきます。 |                                       |                                     |
| 11：15 | 給食準備                                                                                                      |                                        |                                       |                                     |
| 11：30 | 給食                                                                                                        | 食欲や食量、好き嫌い等に注意しながら、楽しい雰囲気の中で食事をします。    | 給食準備                                  |                                     |
| 11：45 | ★0歳児のミルク・哺乳びん等は園で用意します。                                                                                   |                                        | 給食                                    | 楽しい雰囲気の中で友達や保育士と一緒に食事をしながら食育を進めます。  |
| 12：30 | 午睡準備・午睡<br>★健康保持のため、年間を通して実施します。                                                                          | 生活のリズムに個人差があるため、一人一人のリズムに合わせて進めます。     | 午睡準備・午睡<br>★健康保持のため実施します。             | ゆっくり休んで疲れをとります。                     |
| 15：00 | おやつ                                                                                                       |                                        | おやつ                                   |                                     |
| 16：00 | 降園                                                                                                        |                                        | 降園                                    |                                     |
| 16：00 | 異年齢児交流保育<br>★保護者の就労時間等にあわせて閉所時間までお預かります。                                                                  |                                        |                                       |                                     |
| 18：00 | ★安心できる環境の中で過ごせる場を提供します。                                                                                   |                                        |                                       |                                     |
| 19：00 | ★順次降園となります。なお、お迎えの予定の時間に遅れる場合にはご連絡ください。                                                                   |                                        |                                       |                                     |
|       | 閉 所                                                                                                       |                                        |                                       |                                     |

※給食の献立は、栄養士が乳幼児の発達に必要な栄養価を考え立案します。

毎日サンプル（3歳児の量）を展示しています。

※調理には専任の調理員が当たります。



## 9 主な年中行事

社会一般的に行われる年中行事は、保育内容と深いつながりをもつものですが、特に保育園が取り上げる主な年中行事は、次のような行事です。

|                       |        |       |         |      |
|-----------------------|--------|-------|---------|------|
| 入園式                   | 夏まつり   | 七夕まつり | 運動会     | 園外保育 |
| 発表会                   | クリスマス会 | 節分    | ひなまつり   | お別れ会 |
| 保育参観                  | 卒園式    | 個人面談  | 誕生会（毎月） |      |
| ※ 園だよりの行事予定でご案内しています。 |        |       |         |      |

## 10 病気やけがについて

### (1) 保育園での病気やけがのとき

園で概ね 37.5℃以上の発熱や下痢・嘔吐といった体調不良の場合やけがをした場合には、保護者へ連絡します。（緊急時に連絡がとれるようにしておいてください。）

### (2) 家庭での病気やけがのとき

★ 前日に発熱や下痢、その他の異常があった場合は、登園した時に、お子さんの健康状態について、担任またはその場にいる職員にお話してください。

★ 家族が感染症にかかった時は、お知らせください。

### (3) 感染症にかかったとき

お子さんが次のような感染症にかかった時には、他の園児に感染することもありますので、お休みしてください。

なお、登園の際には、医師の診断を受け、「登園・登校通知書」を必ず提出してください。

※「登園・登校通知書」は保育園にあります。

麻疹（はしか）・百日咳 ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・ 風疹 ・ プール熱・結核  
水痘（水ぼうそう）・ 流行性角結膜炎 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症 等

※予防接種後は副反応の可能性があります。家庭で安静にしましょう。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、医師の診断を受けたうえで「療養報告書」を必ず保育園に提出してください。

### (4) 薬を飲ませたいとき

病後の登園は完治してからが望ましいのですが、やむを得ず薬を持参の場合は、「与薬願い書」と処方された「薬の説明書」を一緒に、必ず一回分ずつ保育士に手渡してください。

投与後は、与薬願い書に投与した日時と保育士名を記入して保護者の方にご確認いただきます。

※「与薬願い書」は保育園にあります。

## 1 1 子どもの健康と安全

### (1) 健康診断

- ★ 園医による健康診断を行います。(内科年2回、歯科年1回)
- ★ 毎月1回身体測定を行い、健康カードでお知らせします。

### (2) 非常時の訓練

- ★ 火災・地震等に備えた避難訓練や、不審者侵入を想定とした防犯訓練を毎月行います。

### (3) アレルギーの対応

『アレルギー疾患用保育園生活管理指導表』を提出していただいたうえでアレルギー対応をしていきます。

### (4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、保育園での事故などで負傷した場合に、医療費や見舞金などを給付する制度で、入園と同時に加入することになっています。加入の際の保護者負担金は、金額が決まり次第お知らせし、納入していただきます。

### (5) 乳幼児突然死症候群（SIDS）について

寝返りのできない乳児は仰向けに寝かせ、午睡中の子どもの顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録に残すなど、SIDSの予防体制を整えています。



## 1 2 個人情報の保護について

平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律」が施行され、公立保育園においてもお子さんの氏名や住所、電話番号などの個人情報の取り扱いについて、厳重な配慮を心がけています。

### (1) 連絡メールについて

保育園では、行事等で必要な時の連絡方法として一斉メール配信を使用しています。

別途ご案内しますので、メールアドレスの登録手続きをお願いします。

### (2) 取材協力への対応について

保育園の行事や交流活動のなかで、子どもたちの心温まる活動の様子を地域の方々に紹介するとの趣旨で、年間を通して新聞社やテレビ、広報等から取材協力の依頼があります。

取材協力の際には、子どもの写真や映像、音声等を提供することになりますが、個々の事情によって協力が難しい方もいるため、「取材協力調査書」により、取材協力に対する意思を確認します。





### 1 3 保育園からのお知らせ

- (1) 園だより・給食献立表は、毎月ご家庭に配付します。
- (2) 0・1・2歳児は、ご家庭や園での様子・健康状態を互いに確認するために、連絡ノートを使用しますので、必ずご確認ください。
- (3) お知らせ事項は、掲示板も利用しますので、送迎時に内容をご確認ください。

### 1 4 保育園からお願い

- ◎ 保育園の所在地・電話番号・担任保育士名などは、家族全員がわかるようにしておきましょう。
- ◎ 家庭事情の変更（住所、職業や勤務時間、電話番号、家族構成など）は、すぐ知らせましょう。

#### (1) 送 迎 時

- ① 登園（遅くても9時まで）、降園時間は必ず守りましょう。
  - ・朝食はきちんと食べて、登園前には手洗い・洗顔・排便を済ませましょう。
- ② 欠席、あるいは登園が遅れるときには、9時までに連絡しましょう。
- ③ お迎えの時間が遅れる場合や通常と違う方がお迎えに来る場合は、必ず事前に連絡してください。
- ④ 送迎の際は駐車場を利用し、通行を妨げないようにしましょう。
  - 車から離れるときは必ずカギをかけ、貴重品を置かないようにしてください。
- ⑤ チャイルドシートやヘルメットの着用、自転車の傘さし運転の禁止など、交通ルールを守り、安全に配慮して、事故のないように送迎しましょう。
- ⑥ 暴風雨、大雨などの場合、情報を聞いて危険がないことを確認して登園しましょう。

#### (2) 服 装

- ① 園服で登園してください。ただし、6月～9月の園服はありません。帽子は自由です。
- ② 名札は、毎日つけて登園してください。（3・4・5歳児）
- ③ 服装は、着脱しやすい子どもにあった活動的なものにしてください。
- ④ 履物は、運動靴が適当です。（サンダル、おしゃれ靴はさけてください）

#### (3) 持ち物と管理

- ① 持ち物や衣類、寝具などには、消えない油性マジックで名前を書いてください。
  - （一度書いたものでも、名前が消えていないか時々点検してください）
- ② 0・1・2歳児は、衣類の予備を整理ダンスや整理かごに入れ、不足しないように必ず補充しておいてください。
- ③ 保育園で借りた衣類は、きれいに洗って忘れずに返しましょう。
- ④ ハンカチは、ポケットに入れて毎日持たせましょう。（3歳以上児）
- ⑤ おもちゃ・菓子・現金などは、持たせないでください。



## 15 その他の保育サービスについて

### (1) 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、お子さんが病気やけがで集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労等の理由で家庭保育ができない時に利用することができる保育サービスです。

利用を希望する場合は、事前に利用登録（毎年度）が必要です。

登録用紙は保育園にありますので、必要な方は申し出てください。

【施設名】病児保育室ぱんだ

【所在地】館林市富士原町1174-18

【電話】0276-78-7391

【定員】1日6名

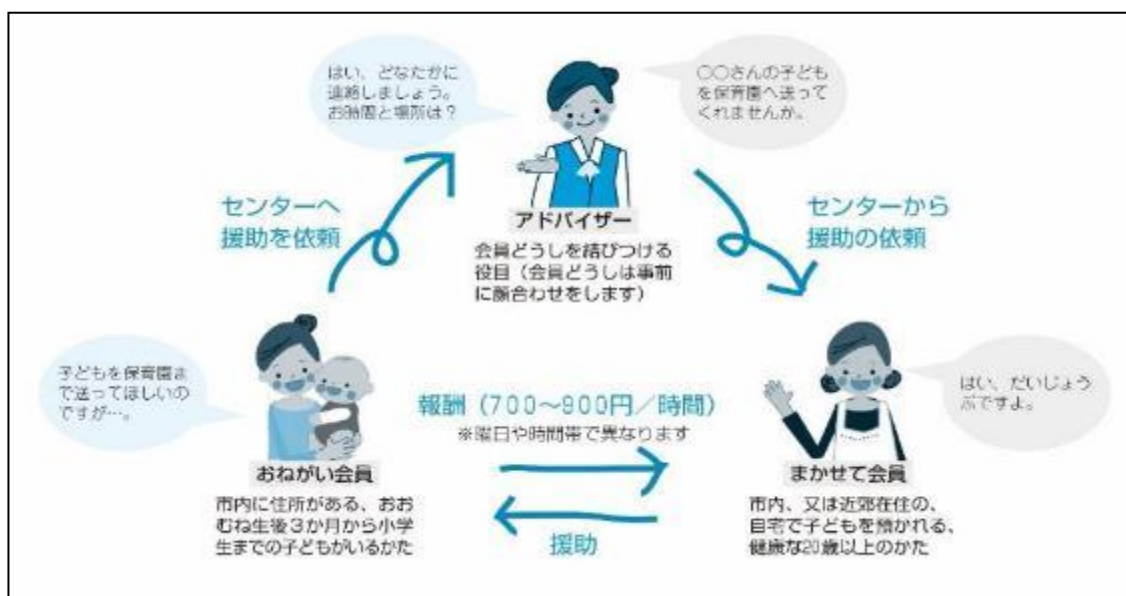
【対象年齢】生後3か月～小学3年生

### (2) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人といいたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。事業を利用したい方（おねがい会員）は、事前にセンターで会員登録することが必要です。（入会金・会費は無料）

「保育園までの送迎をお願いしたい」「保育園の登園前や降園後に子どもを預かってもらいたい」「保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かってもらいたい」「冠婚葬祭の際に子どもを預かってもらいたい」などの時に利用していただけるサービスです。

～ ファミリー・サポート・センターのしくみ ～



【センター名】館林市ファミリー・サポート・センター

【所在地】館林市苗木町2452-1（館林市総合福祉センター内）

【電話】0276-75-7111

# 16 入園児・継続児の用意するもの

| 番号 | 項目           | 0歳児 | 1・2歳児 | 3～5歳児 | 備考                                      |
|----|--------------|-----|-------|-------|-----------------------------------------|
| 1  | 園服・スモック      |     | ○     | ○     | 1.2歳児はスモック<br>3.4.5歳児は園服                |
| 2  | 通園用力バン       |     | ○     | ○     | リュックタイプを推奨                              |
| 3  | 汚れ物入れ用手提げ袋   | ○   | ○     |       | ビニール製で、上が縛れるもの                          |
| 4  | オムツ          | 10枚 | 10枚   |       | 1枚ずつ名前を書く                               |
| 5  | おしりふき        | ○   | ○     |       |                                         |
| 6  | エプロン         | 6枚  | 6枚    |       | 0歳児はお子さんの月齢に合ったもの                       |
| 7  | おしぼり用タオル     | 6枚  |       |       | ガーゼタオルやミニタオル等                           |
| 8  | 手ふき用タオル      |     | ○     | ○     | ひも付きタオル（毎日交換）                           |
| 9  | ビニール袋        | 1袋  | 1袋    |       | 1枚ずつ名前を書く<br>13号（26cm×38cm）相当<br>100枚入り |
| 10 | 着がえ上下        | 5組  | 3組    | 2組    |                                         |
| 11 | 下着上下         | 5組  | 3組    | 2組    |                                         |
| 12 | くつ下          | 1足  | 2足    | 2足    |                                         |
| 13 | 着がえ袋         |     |       | ○     | ビニール袋3枚入れる                              |
| 14 | タオル          | 1枚  | 1枚    | 1枚    | 3.4.5歳児は着がえ袋に入れる                        |
| 15 | パジャマ、パジャマ入れ  |     | ○     | ○     |                                         |
| 16 | 箸箱（箸・スプーン）袋  |     |       | ○     |                                         |
| 17 | 水筒           |     |       | ○     | 中身はお茶か水<br>水筒に紐は付けず、直飲みタイプを推奨           |
| 18 | 歯ブラシ・コップ・袋   |     |       | ○     |                                         |
| 19 | マスク          |     |       | ○     | 感染症予防のため、通園用力バンに入れる                     |
| 20 | 午睡用布団        | ○   | ○     | ○     | 敷布団、掛布団、ベビー毛布、タオルケット                    |
| ※  | 21 上ばき・上ばき袋  |     | ◎     | ○     | 白のバレージュース<br>◎2歳児から必要の園もあります。           |
| ※  | 22 手さげ袋      | ○   | ○     | ○     |                                         |
| ※  | 23 台ふきん      | 3枚  | 3枚    | 3枚    | 新しいタオルを3つ折りにして縫ったもの                     |
| ※  | 24 ティッシュペーパー | 1箱  | 1箱    | 1箱    |                                         |

- ・※は入園式及び保育はじめの日にご持参ください
- ・午睡布団は子どもの扱いやすい大きさにしてください。毎週末にお持ち帰りいただき、干したり洗濯をしたりして下さい。
- ◎各々に大きく名前をつけてください。

## 用意するもののイメージ図

### 6. エプロン



ハンドタオル 1 枚の上  
の部分にゴムテープをと  
おしてください。

30cm位

### 1. 1. 2 歳児スモック



〇〇保育園  
なまえ

7cm

・スモック左胸に  
名れをつける

5cm

### 18. コップいれ



・コップの大きさに合わせる。  
・歯ブラシがきちんと入る大きさ。

### 8. 手ふき用タオル



10cmのひもで輪を  
つくり、掛けられる  
ようにする。

・たて、よこ共に30cm位

### 20. 上ばき袋



30cm位

24cm位

### 21. 手さげ袋



30cm位

40cm位

### 15. パジャマいれ



40cm位

35cm位

### 13. 着がえ袋



40cm位

35cm位

着替え袋はビニール  
袋等に入れられるよ  
うに、ポケットをつ  
ける



## 苦情受付窓口設置について

社会福祉法第 82 条の規定により、保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることとしておりますので、お知らせいたします。

### 記

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1 苦情解決責任者 | 保育園長               |
| 2 苦情受付担当者 | 主任保育士              |
| 3 市保育担当   | こども課幼保運営係          |
| 4 第三者委員   | 民生委員児童委員<br>主任児童委員 |

### 5 苦情解決の方法

#### (1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

#### (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。

#### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。

しかし、上記の話し合いで解決できない場

合、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

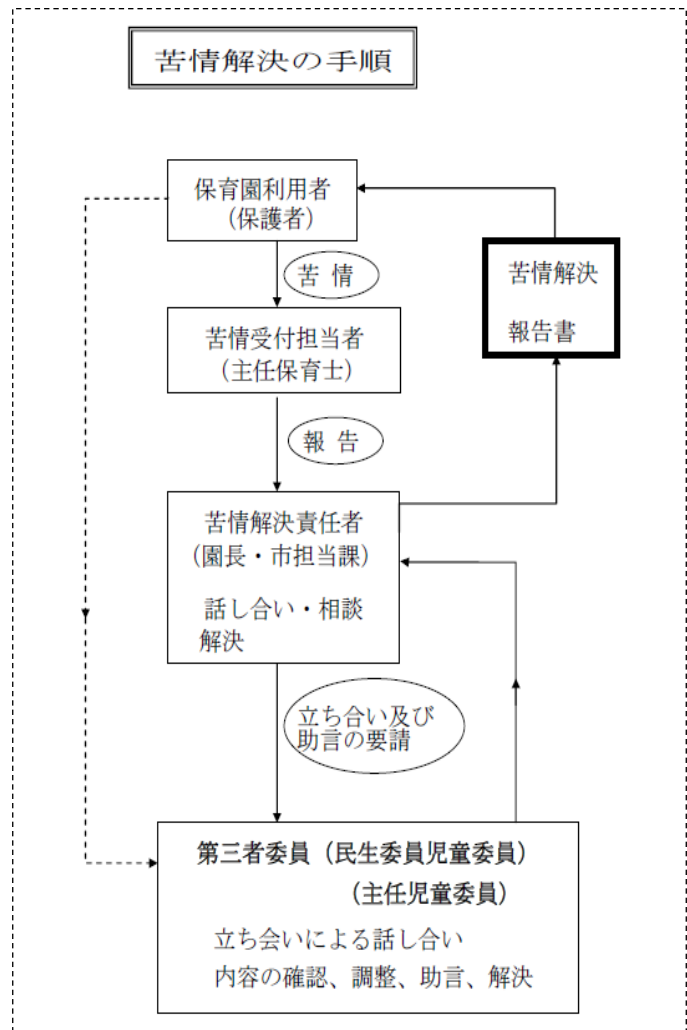
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認。

イ．第三者委員による解決案の調整、助言。

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認。

苦情解決責任者は、苦情申し出人に結果及び改善事項を書面にて報告します。



# (参 考) 様 式 案 内

保育園を利用するにあたり、「長時間保育や延長保育を利用したいとき」や「子どもが感染症にかかったとき」、「保育園で薬を与えてほしいとき」、「子どもにアレルギーがあるとき」など、必要に応じて保育園に提出する書類があります。

様式が必要な場合は、保育園に申し出てください。

| 様 式 資 料 名               |                                                                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ★ 長時間保育確認書              | 保育標準時間… 7 時～8 時、1 6 時～1 8 時までの保育を希望<br>するかた                                                                     |
| ★ 延長保育申請書               | 保育短時間… 7 時～8 時、1 6 時～1 8 時までの保育を希望<br>するかた（全保育園で使用）<br>保育標準時間… 1 8 時以降 1 9 時までの保育を希望するかた<br>（渡瀬、美園、成島、松波保育園で使用） |
| ★ 土曜保育依頼書、土曜利用に関する勤務証明書 | 就労のため土曜日の保育を希望するかた                                                                                              |
| ★ 登園・登校通知書              | 感染症にかかった場合                                                                                                      |
| ★ 与薬願い書                 | 保育時間内に投薬が必要な場合                                                                                                  |
| ★ アレルギー疾患用 保育園生活管理指導表   | アレルギーがある場合                                                                                                      |